

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 第 2 回山陰地域限定特例通訳案内士養成研修の修了について

【観光戦略課】・・・1 ページ

観光交流局

第2回山陰地域限定特例通訳案内士養成研修の修了について

平成29年3月21日
観光戦略課

増加する外国人観光客のおもてなしのため、鳥取・島根両県の特色ある文化や自然等を通訳案内できる「山陰地域限定特例通訳案内士」の第2回養成研修が修了しましたので、以下のとおり報告します。

1 山陰地域限定特例通訳案内士について

クルーズ船の寄港増や国際定期便の就航等による外国人観光客の増加、ニーズの多様化等に対応できる人材を育成し、山陰地域の実情に応じたきめ細やかな案内を通して外国人観光客の満足度の向上を目的に養成研修を実施した。

(1) 第2回山陰地域限定特例通訳案内士養成研修修了者数

英語 18名 (鳥取県在住6名、島根県在住11名、その他1名)

中国語 12名 (鳥取県在住7名、島根県在住5名)

韓国語 9名 (鳥取県在住4名、島根県在住4名、その他1名)

合計 39名 (鳥取県在住17名、島根県在住20名、その他*2名) ※福岡1名、広島1名

<参考>第2回「山陰地域限定特例通訳案内士」養成研修の概要

○研修期間：平成28年12月17日～平成29年3月11日 (各土日に計13日間、口述試験含む)

※3月25日に登録説明会を実施予定

(同説明会以降、登録申請書類を受け付け、登録手続きを実施)

○研修会場：島根県民会館、松江アーバンホテル

○対象言語：英語、中国語、韓国語

○研修内容：語学、旅程管理、鳥取・島根両県の観光、救急救命、模擬研修など 計75時間

○受講料：無料

(2) 山陰地域限定特例通訳案内士の活動状況について

観光関係団体や旅行会社への所属や県のホームページへの名簿掲載等により通訳案内業務の依頼を受け、活動している。

・境港に寄港するクルーズ客船乗客への対応 (ツアーバスガイド、外国人個人旅行者への同行、出展ブースでの通訳)

・鳥取県、山陰インバウンド機構、鳥取中部観光推進機構等が行う海外旅行会社、メディアの視察ツアーへの同行など

・テレビ電話を活用した観光ガイドのオペレーター業務 (鳥取県事業) など

※出典：山陰地域限定特例通訳案内士登録者へのアンケート (鳥取・島根 (H28.12月))

<参考>山陰地域限定特例通訳案内士登録者数 (合計102名、平成29年2月28日現在)

英語：58名 (鳥取県在住29名、島根県在住29名)

中国語：34名 (鳥取県在住22名、島根県在住12名)

韓国語：10名 (鳥取県在住3名、島根県在住7名)

2 養成対象言語 (ロシア語・フランス語) の追加について

環日本海定期貨客船 (DBSクルーズフェリー) により直結しているロシア、欧州圏で訪日観光客数上位を占めるフランスをターゲットに受入環境の整備を推進するべく養成対象言語にロシア語、フランス語を追加した構造改革特別区域の変更申請を内閣府に行い、平成28年11月29日付で承認された。

⇒ ロシア語、フランス語の養成研修については平成29年度から実施予定

3 通訳案内士法の改正について

○国家資格の通訳案内士について、首都圏等都市部への偏在や資格保有言語の英語への偏りとともに、量的にも不足しており、多様化するニーズに対応ができていないという観点から、幅広い主体による通訳案内を可能とするため、業務独占を廃止する (通訳案内士の資格の有無に関わらず誰でも有償での通訳案内を可能とする) 改正法案が今通常国会にて提出。 (H29.3.13閣議決定)

○併せて、地方における質の高いガイドの育成を目的として自治体の計画策定・研修実施による資格取得が可能となる地域ガイド制度が創設される予定。

○法改正の内容を踏まえて、山陰地域限定特例通訳案内士の養成研修の継続、養成後の質の向上を目的とした研修の実施など島根県と検討をすすめていく。